

平成 24 年 度

福祉サービス第三者評価 報告書

<社会福祉法人 ノテ福祉会>

特別養護老人ホーム 幸栄の里

特別養護老人ホーム「幸栄の里」つきさっぷの丘

(平成24年 9月14日)

特別養護老人ホーム ふるさと

介護老人保健施設 げんきのでる里

(平成24年10月18日)

評価機関：特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー

社会福祉法人ノテ福祉会
特別養護老人ホーム幸栄の里

2012年度第三者評価総評

今年度の第三者評価は、「外部評価を事業の改善の機会にしたい」という理事長の意向を受け、メイアイヘルプユーが第三者評価を実施した。以下に評価全体の総評を記す。総評には改善点をその理由も含めより具体的に示した。

「『誰もが　ごくふつうに　くらせる　しあわせ』を創造する」の法人理念のもと、昭和59年開設の本事業所は、30年の歴史を持つ法人第1号の施設である。この間、後に開設される事業所に人材を派遣する等、法人の発展に寄与してきた事業所でもある。また、現在の施設長は、本事業所の副施設長を経て本年4月に就任し、法人の経営理念と方針の実現に全力を注いでいる。利用定員100名の規模で、現在のところ副施設長やケア長を配置せず、施設長は現場職員の声を直接聞く機会を意識的に作るなどしながら、現場指導に直接関与している。そして職員自己評価にも現場をよく知る施設長の配置を歓迎するコメントが寄せられている。

サービス提供の内容では、施設サービス計画（以降「ケアプラン」）の立案と、モニタリング、評価、そしてケアプランの変更など一連の手順を明確にして取り組んでいる。多職種が参加して行うサービス担当者会議の開催や家族への説明などを含め、それらが確実に取り組めている理由として、まず介護支援専門員がケアプラン作成に集中できるよう業務シフトを組んでいることがある。そして、介護支援専門員はこの恵まれた条件を生かし、ケアプラン作成の全過程に責任を持ってかかわっているためと考える。今後の課題は、使用している包括的情報収集が可能なアセスメントツールで把握した情報を丁寧に分析し、利用者の個別性をより重視したケアプランの作成であろう。それによりケアプランの内容は作成方針でもある「その人らしさを大切に」により近づいたものになると考える。

組織マネジメント、サービス提供の視点から改善点を以下に述べる。

1. 理念、基本方針の周知とその実践に向け、組織を挙げて現状分析し、改善に取り組むことを期待する

今年度リーダー層の配置換えなどがあり、そのポジションについた職員がまだ役割を果たし得ていない状況がある。そこで特に主任や副主任の業務を明確にし、責任感とモチベーションの醸成を課題に、施設長は会議など多様な機会を作りリーダー層との話し合いを重要視している。このような施設長の積極的な行動を職員自己評価で見ると、「経営層(運営管理者含む)は、自らの役割と責任を職員に対し表明し、事業所をリードしている」という項目が他の項目との比較において、リーダー層・一般職員共に肯定率が高い。一方、職員に対する「理念や基本方針に関する周知への取り組み」は、リーダー層・一般職員共に肯定率は低い。また、組織マネジメント分野の項目に関する一般職員の回答は、全般的に低い肯定率である。

サービス提供分野に関する職員自己評価は、全体的に肯定率が高いが、それに対する第三者評価の結果は、実施できていない項目が目立つ。このような結果から、改善すべき点を取り上げた。組織を挙げて要因分析に取り組むことが必要であり、今回の第三者評価の活用を期待する。施設長が前面に立ち、至急の改善に取り組んでいる現状から、本法人の理念・基本方針が周知、実践され、主体的に活動していると職員が自己評価できることが課題である。いみじくも平成24年度の経営計画、方針の第一に「風通しが良く、且つ情報を共有できる組織の構築」を掲げている。その成果が待たれる。

2. 福祉施設の社会的責任を認識し、地域社会に対する貢献活動への積極的な取り組みが必要である

いうまでもなく社会福祉法人は、入所者への直接的なサービスの提供に止まらず、事業者が有している機能や福祉の専門性を活用しながら、地域の一員としての役割を果たす取り組みが求められている。この視点から本施設の現状を把握すると、会議室の市民グループへの開放、施設の1階に併設する喫茶店は市民にも使用されている、また小学校の社会学習の依頼に応じている、法人としてボランティアスクールを昨年から開設し、市民参加の機会としている、などがある。しかし、歴史ある事業所として、地域社会に対する貢献活動として

十分であろうか。職員自己評価では、この分野に関する自己評価は低い。現状はいわば受け身の活動であり、情報提供の機会になる側面はあるものの、事業所が地域の一員として役割を果たす視点から見ると不十分と言わざるを得ない。どのような役割を担えるかは、事業所が存在する地域状況や特性によっても異なるため、地域の関係機関との連携も視野に入れ、計画的、積極的に取り組むことを期待する。

3. 利用者の自立支援に向けたサービス提供の強化を望む

本事業所は平成24年度の経営計画の中で、自立を阻害する過介助をしない介護を目指している。現状のサービス提供内容について、その視点から改善点を以下に示す。

①利用者の咀嚼・嚥下状態に見合った食事の提供

咀嚼・嚥下能力に見合った食事の提供は、利用者の機能維持の側面からも重要になる。現在利用者の45%に極刻み食が提供されている。極刻み食は食塊形成が困難な事、また、口腔内に残渣物として残りやすいため、誤嚥性肺炎予防を目的に十分な口腔ケアが必要になる。誤嚥性肺炎による入院が減少しないことを課題としているが、この改善策として極刻み食をソフト食に移行させる取り組みも必要と考える。ソフト食は極刻み食よりはるかに摂食しやすいため、利用者の食事動作の自立性も高まる。近年、極刻み食を廃止してソフト食に移行させる事業所は多くなっている。改善への積極的な取り組みを期待する。

②受け身の入浴から、利用者の身体機能を生かした入浴への転換

生活リハビリとして、生活動作にリハビリテーションを位置づけて支援することが必要である。入浴は単に清潔になるだけでなく、衣類の着脱、移動、洗体など複雑な動作を利用者が自らできるよう環境を整え、直接的介助を少なくすることが重要になる。それが過介助しないことにつながる。例えば、洗体も安全な端座位姿勢を保てる椅子、体を洗いやすいタオル等を準備すれば、自力で対応できる利用者は増える。それは自立支援と羞恥心への配慮になる。現在使用している浴槽は、利用者の機能を生かしにくい構造であり、それを施設長

も十分認識している。入浴が利用者の機能を維持する機会とする視点からの、全体的見直しを期待する。

③事業所が考える自然な排泄の定義の見直しと、自立に向けた排泄支援

本事業所では下剤の使用を自然な排泄支援の範疇に入れており、ほぼ全利用者に下剤が処方されている。トイレ誘導する利用者の身体機能基準も標準化はされてなく、終日のおむつ使用者は33%を占めている。排泄支援の第一は便と尿が排泄しやすい姿勢を作ることである。人間本来の排泄姿勢に照らした時、おむつへの排泄は残便・残尿状態を生じさせやすく、同時に感染症の発生や便秘にもつながる。また、羞恥心への配慮の視点からみても、例えプライベートカーテンを使用したとしても、おむつ交換よりトイレでの排泄の方がはるかに羞恥心に配慮した支援ということになる。加えて、1日に数回ある便器への移乗動作は、生活リハビリテーションとして位置付けられる。トイレ誘導する利用者の身体機能レベルを標準化し、おむつ使用者を最小限するために、排泄支援全般の見直しを期待する。

④移乗・移動介助について、リスクを含めた研修の充実

利用者の意向を重視し、可能な限り行動を制限しないことを事業所の方針としているとのことである。しかしながら利用者調査の結果は、「危険を理由に行動を制限されている」「もっと自由に動きたい」「いつも誰かに見られている」等のコメントが多く、「行動の自由さ」についての肯定的回答率は15.4%に止まる。一方、現場視察の折に、2台の車いすを押す職員の姿を目にした。これはリスクが高いとされる車いすの介助方法である。移乗・移動の介助法は新任研修で行われているとのことであるが、介助方法に加えて福祉用具の使い方やメンテナンスの必要性などについて、現任研修を充実する必要がある。利用者の機能を引き出す移乗・移動介助を確実に実践するために、また、自立を助ける福祉用具の選定能力を高めるためにも、現任研修は専門職から具体的な指導が得られる内容で取り組まれることを望む。

社会福祉法人ノテ福祉会
特別養護老人ホーム「幸栄の里」つきさっぷの丘

2012年度第三者評価総評

今年度の第三者評価は、「外部評価を事業の改善の機会にしたい」という理事長の意向を受け、メイアイヘルプユーが第三者評価を実施した。以下に評価全体の総評を記す。総評には改善点をその理由も含めより具体的に示した。

本事業所は、特別養護老人ホーム「幸栄の里」を本体施設として、平成23年4月に開設したユニット個室のサテライト型施設である。

開設1周年を過ぎ職員の定着も得られ、法人主催の研修への参加、内部研修にも取り組み始めている。このように運営が安定してきた背景を、組織運営の側面から見ると、開設当初から本事業所を担当している経験豊かな副管理者を初めとするユニットリーダー、生活相談員などが全力を注いできた成果と評価する。また、本年4月には本体施設を兼務する施設長が新たに赴任し、サテライト型特養の特徴や機能の明確化、併設の小規模多機能型居宅介護と居宅介護事業所との有効な連携を指向している。また、組織マネジメントの視点からリーダー層の役割分担を明確にし、責任感とモチベーションの醸成を課題に取り組みを開始している。

一方、職員の自己評価は、全体的に肯定的な結果とは言えず、現場そのものがまだ不安定な状態にある状況を表している。今後は小規模施設の良さを生かし、組織としての凝集性を高めること、リーダー層への信頼を高める丁寧な取組みが課題である。リーダー層は、これらを課題として認識し、すでに取り組みを開始している。

サービス提供の側面からは、何よりも個人を尊重した日常の支援を徹底させていることを挙げたい。具体的には、例えば利用者の介護拒否に対して、支援方法を検討しケアプランに反映、それを職員間で共有しながら無理のない介護を徹底するようにしている。第三者評価における介護現場の観察に加え、職員の自己評価と利用者調査の双方からも、それを裏付ける結果が得られている。

組織マネジメント、サービス提供の視点から改善点を以下に述べる。

1. 福祉施設の社会的責任を認識した地域社会に対する貢献活動の取り組み

いうまでもなく社会福祉法人は、入所者への直接的なサービスの提供に止まらず、事業者自らが有している機能や福祉の専門性を活用しながら、地域の一員としての役割を果たす取り組みが求められている。この視点から本事業所の現状を評価すると、市民グループへの会議室の貸し出しに止まり、今後は内部の研修についてもその内容により、市民に開放・参加の呼び掛けを検討している状況にある。そこで法人・事業所の方針として事業所全体の取り組みとするためには、事業計画の課題として明記し、確実に取り組むことが必要になる。これらの活動は地域・住民を顧客として対象化すると広報活動に終始しがちになる。これは情報提供として必要であるが、事業所が地域の一員として役割を果たす視点からは不十分である。どのような役割を担えるかは、事業所が存在する地域状況、特性によっても異なるため、地域の関係機関との連携強化も視野に入れ、計画的、積極的に取り組むことを期待する。

2-①福祉サービスの適切な利用に資するためのサービス情報の提供

本事業所の場合、サービス情報の提供媒体としてホームページやリーフレットをあげているが、評価時点で前者は検索できなかった。また、後者は来所者など限られた人にしか渡らない状況であった。今後の取り組みとして、利用希望者などが必要とする情報や、対象となる人々が入手しやすい媒体などを組織として十分に検討し、対象者の特性を考慮した上で、それに見合った内容と表記に配慮した情報提供とすることを提案する。併せて、情報の入手対象者は、「家族」と考えがちではあるが、高齢者自身であることも念頭に置いた改善を期待する。

2-②不適切行為防止への取り組みとその周知徹底

不適切行為とは利用者の気持ちを傷つけるような職員の言動・放任・虐待・無視等の行為を指す。本事業所ではこれらの行動を防ぐ取り組みとして、巡回による主任の監督、リーダー会議、ユニット会議での話し合いをあげている。本評価基準は、「積極的に個人の尊厳を尊重する関わり」を目的に、職員の意識的・無意識的に行われる不適切な対応を未然に防ぐための取り組みを検討して実施することを求めている。本事業所の取り組みをこれに照らしてみた時、各種の会議などで「○○のようなことが無いように留意してください」などと注意を促すだけでなく、例えばグループワークでの話し合いで理解を深め、職員が自己の行動の振り返りの機会とするような取り組みまでを指している。このような機会を定期的に設けるなど、新たな工夫による取り組みを期待する。

2-③調理設備を活用した食事の工夫

本事業所で利用者に提供する食事は、本体施設である特養「幸栄の里」で調理したものが配送されている。そのため利用者の嗜好を反映させにくい、食形態の変更がタイムリーにできにくい、選択食に取り組みにくい等の課題がある中で、事業所が独自に取り組めるものとして行事食の回数を増やし、食事を楽しめるよう変化をつけたいとリーダー層は考えている。それに加え、各ユニットに設備されている調理器具を活用し、利用者が職員と調理して、食べたいものを作り食べるといった活動メニューは、ユニットだからこそ取り組みやすい。そして行事といった大掛かりなものではなく、例えば「おやつ作り」「味噌汁づくり」「漬物作り」など、日常的に取り入れやすいメニューは、利用者の生活経験を生かしたレクリエーションとして位置付けることができる。そしてこれらの取り組みは利用者をサービスの受け手に固定せず、生活の主体者として自ら動く機会となるであろう。

2-④利用者ごとの機能訓練プログラムの作成と福祉用具の整備点検

開設して1年が過ぎ、機能訓練プログラムは3割余の利用者に作成し評価・見直している。特養の機能訓練の特徴は、訓練的要素を明確にして取り組む利用者、生活動作を機能維持と位置付け日常生活に取り込んで行う例、更に終末期のリハビリテーションまで、利用者の機能と認知のレベルにより様々な方法がある。つまり利用者の機能がどのような状態であれ、利用者の状態に合わせた機能訓練を実施すべきということである。その意味から、訓練プログラムはすべての利用者に作成する必要があり、それを職員が共有し統一した支援ができるに意味がある。是非とも利用者全員の機能訓練プログラムの作成に取り組まれることを提案したい。

次に福祉用具を観ると、専門職の支援を得られないため利用者の障害と体型に見合った車いすの整備やシーティングは遅れている。また、点検すべき福祉用具の種類と点検箇所、点検のインターバルなども明確になっていない。これについては法人内の事業所から専門職の支援を受けるなどの体制作りが必要と考える。

社会福祉法人ノテ福祉会
特別養護老人ホームふるさと

2012年度第三者評価総評

今年度の第三者評価は、「外部評価を事業の改善の機会にしたい」という理事長の意向を受け、マイアイヘルプユーが第三者評価を実施した。以下に評価全体の総評を記す。総評には改善点をその理由も含めより具体的に示した。

本事業所は、「アンデルセン福祉村」にある1つの施設である。この名称は、法人がノーマライゼーションの思想を日本で実現するために、デンマークの代表的な童話作家であるH. C. アンデルセンにちなんでいる。本事業所は、平成11年に一般型特別養護老人ホームとして50床で開設、その後平成23年3月、30床のユニット型を増設し、従来型2フロアと3ユニットでサービスを提供している。

現在の施設長は、本事業所のケア長を経て昨年度の就任である。法人の経営理念と方針の実現に全力を注いでいる。そして一般型フロアにおけるケアの個別化を進めること、またケア長をはじめとする若手のリーダー層の育成を課題とし、権限移譲を検討している。しかし、今回の職員自己評価の結果は、経営管理者層の役割と責任の表明、リーダーシップの発揮については、リーダー層、一般職員共に肯定率は高くない。さらに、評価項目全般にわたっても「できていない」「知らない・わからない」という回答の比率は低くない。このような現状について、リーダー層としっかりと話し合い、対策を講じることが必要である。課題とそれに取り組む具体的な計画を策定し、確実に取り組むことを期待する。

組織マネジメント、サービス提供の視点から改善点を以下に述べる。

①自立的な入浴は一日の入浴人数と浴槽構造などから課題である

生活リハビリとして、生活動作にリハビリテーションを位置づけて支援することが必要である。入浴は単に清潔になるだけでなく、衣類の着脱、移動、洗体など複雑な動作を利用者が自らできるよう環境を整え、直接的介助を少なくすることが重要になる。それが過介助しないことにつながる。例えば、洗体も安全な端座位姿勢を保てる椅子、体を洗いやすいタオル等を準備すれば、自力で対応できる利用者は増える。それは自立支援と羞恥心への配慮になる。本事業所は従来型フロア、ユニット型共に入浴日は週2日である。そのため従来型フロアでは1日の入浴者が30名にのぼる。更に一般型の浴槽が利用者の機能に見合っていないため、機械浴槽使用者が多くを占めている。入浴可能日を増やし、利用者がゆったり入浴できるような取り組みを期待したい。また予算を伴うものではあるが、浴槽自体の見直しも必要なのではないかと考える。

②自立的排泄支援に向けた利用者の身体機能の標準化

本事業所では下剤の使用者が約8割にのぼる。また、トイレ誘導する利用者の身体機能基準も標準化はされてなく、終日のおむつ使用者は3割を占めている。排泄支援の第一は自然な排泄を支援することであり、便と尿を排泄しやすい姿勢を取らせることである。人間本来の排泄姿勢に照らした時、おむつへの排泄は残便・残尿状態を生じさせやすく、同時に感染症の発生や便秘にもつながる。また、羞恥心への配慮の視点からみても、例えプライベートカーテンを使用したとしても、おむつ交換よりトイレでの排泄の方がはるかに羞恥心に配慮した支援ということになる。加えて、1日に数回ある便器への移乗動作は、生活リハビリテーションとして位置付けられる。トイレ誘導する利用者の身体機能レベルを標準化し、おむつ使用者を最小限とするために、排泄支援全般の見直しを期待する。

③移乗・移動介助について、リスクを含めた研修の充実

移乗・移動は利用者が身体機能を発揮できるよう移動用バーをベッドに設置している。その一方で車いすに滑り止めシートを使用している利用者では、自力で姿勢を直すことが難しい場面を生じさせている。これは利用者の体型と障害に見合った車いすの整備が遅れている事と、シーティングが不十分で

それを滑り止めシートで補おうとする結果と考える。また、移乗・移動の介助法は新任研修で行われていることであるが、訪問時に姿勢を直すための介助が利用者の機能を引き出す手法ではない方法で行われているのを目にした。介助方法に加えて福祉用具の使い方やメンテナンスの必要性などについて、現任研修を充実する必要がある。利用者の機能を引き出す移乗・移動介助を確実に実践するために、また、自立を助ける福祉用具の選定能力を高めるためにも、現任研修は専門職から具体的な指導が得られる内容で取り組まれることを望む。

④日常生活を通して行える機能訓練の充実

機能訓練加算を事業所として算定していないこともあり、個別の機能訓練プランは未策定の状態にある。その中で、現場の介護・看護職が、利用者ができること「できそうなこと」を決めて、プランに明示して取り組んでいる。しかしながら、職員の自己評価結果は肯定率が低い。日常生活行為に反映させた、例えば、排泄や入浴、食事などの場面で、利用者が自らできることを見出す視点から環境を整え、直接ケアする支援方法を見直すなどの取り組みが必要と考える。

社会福祉法人ノテ福祉会
介護老人保健施設げんきの里

2012年度第三者評価総評

今年度の第三者評価は、「外部評価を事業の改善の機会にしたい」という理事長の意向を受け、マイアイヘルプユーが第三者評価を実施した。以下に評価全体の総評を記す。総評には改善点をその理由も含めより具体的に示した。

本事業所は、「アンデルセン福祉村」にある1つの施設である。この名称は、法人がノーマライゼーションの思想を日本で実現するために、デンマークの代表的な童話作家であるH. C. アンデルセンにちなんでいる。平成7年に開設した本事業所は、3年前から「アセスメント入所」を取り入れ、在宅復帰目的の利用者を増やすなど、介護老人保健施設の本来機能の充実に取り組んでいる。

組織マネジメント、サービス提供の視点から改善点を以下に述べる。

1. 経営管理者層の責任と役割についての明確化とその実践が課題である

今回の第三者評価における組織マネジメント分野の自己評価・経営層の合議には、介護部門の課長を兼務する入所部門担当の次長と看護部門の課長、事務部門の課長、支援相談室の係長で取り組んでいる。このグループに施設長から一任されたとのことであるが、事業の方向性等重要な案件について検討する法人本部と事業所の代表者で構成される「執行役員会議」には執行役員である施設長が参加している。また常勤職員として、現場で医師として活動している。そこで、施設長に時間を持ってもらい1時間程度、本事業所の現状と課題について見解を聞く時間を持った。介護老人保健施設を取りまく制度や地域状況など外部環境についての見解を聞き、理解できる内容であった。また、現場における介護・看護分野の統括は次長に一任しているとの説明もあった。一方、リハビリ部門の責任者は、通所リハビリテーションの管理者が兼務し、施設長が管理者である。このような組織の中で、組織として重要な案件を検討し、全職

員に周知する機会は、「総括会議」「職員会議」であり、管理者層は、情報が行き届いていると自己評価しているが、職員自己評価では肯定率は4割に止まっている。また経営層の役割と責任、そしてその実践に関しては、リーダー層は6～7割、一般職員は3割程度の肯定率である。今回の評価では、このような現状に対する問題意識と取り組みの方向などについて十分に伺うことができなかった。このような課題に事業所・組織として誰が責任を持って取り組むのか、リーダーシップを発揮するのかなど、明確化が求められる。

2. 福祉施設の社会的責任を認識し、地域社会に対する貢献活動への積極的な取り組みが必要である

いうまでもなく社会福祉法人は、入所者への直接的なサービスの提供に止まらず、事業者が有している機能や福祉の専門性を活用しながら、地域の一員としての役割を果たす取り組みが求められている。この視点から本施設の活動をみると、法人としてボランティアスクールを昨年から開設し、講義などに本事業所から職員が参加している状況である。しかし、法人が目指す「ノーマライゼーション」への挑戦を課題とした時、このような現状は不十分である。また職員自己評価では、この分野に関する自己評価は低い。本事業所は、法人内の複数事業所が存する通称「アンデルセン福祉村」に在る。この村全体の取り組みとして、地域連携について、社会的責任の視点から取り組むことを期待する。

3. 在宅移行の視点から、利用者の自立支援に向けたサービス提供の強化を望む

本事業所は介護老人保健施設本来の、在宅移行を目指した「アセスメント入所」に取り組んでいる。介護老人保健施設が結果的に特別養護老人ホームと同様に終の棲家になっている事業所も珍しくない状況にある中で、この取り組みをまず高く評価したい。それを前提に各サービスの改善点を以下に示す。

①虐待被害発見（発見）時の組織対応と体制の整備

本事業所はこれまで虐待被害の事例が無かったため、関係機関などとの連携に関する体制は、協議不十分な状態にある。虐待は職員によるものだけでなく職員が発見者になる場合も想定し、体制を整える必要がある。本評価を

契機として、研修会への参加と職員会議の場での報告、更に、委員会で体制やマニュアルについて検討する予定とのことである。今後の計画的な取り組みを期待する。

②在宅移行を前提にした入浴方法を利用者に経験させる取り組みの充実

利用者の身体機能に応じた入浴形態をとっているが、一般浴槽は半埋め込み式のため、手引き歩行できる機能を有する利用者の利用になっている。在宅移行を前提にした時、半埋め込み式の浴槽での入浴経験より、より在宅に近い浴槽使用の経験が望まれる。機能訓練室に隣接したコーナーに、在宅の台所などを設け家事などの体験もできるように工夫している。在宅移行を考えた時、自立的入浴は不可欠になる。この視点から入浴を考えた時、在宅の個人浴槽を設置する必要があるのではないかと考える。予算を伴うものではあるが、優先的な対応を期待する。また、清掃の都合で入浴時間を午前中としているとのことであるが、午後にも設定できると、よりゆったりとした利用者の機能を使った入浴が可能になると考える。検討を期待する。

③排泄支援にまつわる、トイレ環境、下剤使用についての見直しを望む

自立した排泄を目指にケアプランを作成しているが、アセスメントは身体機能面に偏りがちで、下剤使用を最小限にする取り組みは不十分な状態にあることを課題としている。また、失禁しがちな利用者に対しては紙パンツ+尿取パッドを組み合わせることであるが、この組み合わせでは尿キャッチが不十分になりがちである。自然排便を促す取り組みと排泄用品の見直し・選定を期待する。またトイレを環境面から見ると、カーテン1枚で廊下と隔てる構造は落ち着いた排泄ができにくい。臭気も気になるところである。利用者調査でもそれらの意見が複数人からあった。排泄は尊厳にかかる問題もある。早急な改善を期待する。

④食事や転倒予防の視点からの行動制限については利用者に十分な説明を望む

居住フロア以外へ自由に行ける条件を、食事制限が無い、転倒のリスクが無い、認知症症状が無い利用者としている。利用者面接でここでの暮らしを自由と受け止めている割合は2割である。あきらめに近い思いを言葉にする

利用者も少なくない。利用者の在宅移行を考えた時、どこまで行動制限するかは利用者それぞれで決める必要がある。そして制限する際にはその必要性を十分に説明し、利用者（家族）の同意を得ることが重要になると考える。より一層の取り組みを期待する。

⑤感染症対策について

本事業所では感染症対策として、高校生以下の家族との面会場所を1階のロビーに制限している。これは季節を問わず通年とのことである。インフルエンザやノロウイルスの感染予防に向け、特に冬季に咳や発熱、胃腸に症状のある者に面会を制限する事業所はあるが、高校生以下という年齢で面会場所を規制する事業所は珍しい。その科学的根拠を明らかにして周知する必要があると考える。また、感染症発症時、あるいはその恐れがあると判断した時は、居室のドアに「隔離」のプレートを掲げ、利用者の行動に一定の制限をしている。利用者調査では、これに対する意見として、同室者が感染症かも知れないということで、結果的に約1か月間トイレを除いて部屋から出られず機能が低下した、「隔離」の札を下げられると何か悪いことをしたようで情けないなどの意見を聞いた。これについても利用者に十分な説明と他の対策についても積極的な検討を期待する。